

補聴器購入費の最大30,000円を助成します

大洲市では、加齢による「聞こえにくさ」を補い、安心して外出や会話を楽しめるよう、補聴器の購入費を一部助成します。

聞こえをサポートすることは、認知症やフレイル(心身の衰え)の予防にもつながります。

対象となる方(次の条件をすべて満たす方)

- ☐ 大洲市に住民票があり、在宅で生活する65歳以上の方
- ☐ 本人の住民税が非課税の方
- ☐ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象にならない方
- ☐ 指定の耳鼻咽喉科医により補聴器の必要性を認められた方
 - 両耳の平均聴力レベルが30デシベル以上
 - または
 - 片耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の方
- ☐ 市税等の滞納がない方
- ☐ 過去5年以内に、この助成を受けていない方

補助の内容

補聴器購入費の2分の1(上限30,000円)

※国の承認・認証を得た「医療機器」の補聴器に限ります。

【助成の対象外(全額自己負担となるもの)】

- ・病院の受診費用、検査代、医師の意見書作成料
- ・補聴器の予備の消耗品代、修理・部品交換代
- ・集音器、助聴器など(医療機器ではない製品)の購入費

申請手続きの流れについては
裏面をご参照ください ➡

問い合わせ先
高齢福祉課 管理係
Tel:0893-24-1714

申請手続きの流れ【必ず購入前に申請してください！】

1. 高齢福祉課で用紙を受け取る

窓口にて、申請書類(申請書・医師意見書など)の用紙をお渡しします。

用紙受取

2. 指定の耳鼻咽喉科を受診する

「医師意見書」を持参して受診し、医師に記入してもらいます。
※ 受診料や意見書の作成料は自己負担です。

耳鼻科
受診

3. 補聴器販売店で見積書とカタログをもらう

購入したい補聴器の「見積書」と「製品カタログ(または写し)」をもらいます。

お店で
見積

4. 高齢福祉課へ申請書を提出する(購入する前！)

次の4点を揃えて窓口へ提出してください。

①申請書 ②医師意見書 ③見積書 ④カタログ

※ ②及び③は、申請日前3か月以内に発行・作成されたものに限りま。

市へ
申請書提出

5. 「交付決定通知書」が届いてから、補聴器を購入する

市からご自宅に「交付決定通知書」が届きます。

必ず通知が届いた後に、見積もりをした販売店で補聴器を購入し、「領収書(本人名義)」を受け取ってください。

※ 通知が届く前に購入されたものは、一切助成の対象になりません。

お店で
購入

6. 高齢福祉課へ請求書等を提出する

購入後、助成金の「請求書」に「領収書の写し」を添えて提出してください。

※ 請求は、交付決定を受けた年度の3月31日までに
必要があります。

市へ
請求書提出

7. 助成金の受け取り

指定されたご本人名義の口座へ、助成金をお振込みします。

助成金
受取